## 1 無線局免許の通知手段

かつては無線局免許の処分に関して、予備免許通知書と予備免許書が交付されていました。前者には「別紙のとおり予備免許が与えられた...」とあり、免許内容と免許状記載内容が一致していることは疑いがありません。

昭和の中期になり、「免許状の発給をもって通知に代える」との通達が出されました。ここでは 免許状しかないのですから、免許状記載内容が免許内容であると解されます。

最近の後述する規則により、免許内容と免許状記載内容が異なる制度となりました。

## 2 免許内容と免許状記載内容が一致しないとは?

無線局監理上の支障を生じさせないように、免許 (決裁) 内容と免許状記載内容を一致させるべきです。ところが...

鎌田繁春著「電波法概説」昭和 26 年オーム社 改訂第1版 189 頁

<u>免許の内容</u>は免許状という一応の証明書に客観的に表示されたもの即ち<u>免許状記載内容</u>とは理論上及び実際上必ずしも一致するものではない。

と解説されています。

実際上で起こる相違とは、データベースへのコピーミスなどの単純ミスでしょうが、これは免許 (決裁) が優先します。理論上での不一致とはなんでしょうか。一つは、免許人の氏名・住所等が変更された場合で、これは電波法第 21 条が想定しているところであり、免許状の訂正手続きで済みます。それ以外で、免許の本源的な意味を有する指定事項が免許状記載と異なることは、あってはならないことです。

## 3 最近の事例

令和5年3月22日 無線局免許手続規則の一部改正が次のように行われました。

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

第十条の二第4項

法第八条第一項の規定により<u>指定する</u>電波の型式、周波数及び空中線電力であつてアマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。以下この項において同じ。)に係るものは、アマチュア局について<u>指定することが可能な</u>電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。

この場合、免許状記載の周波数等が真の免許内容ではない状態が、全アマチュア局で生じます。 実際に免許状記載の周波数等で運用すると、法第 17 条、第 19 条違反に問われる場合が生まれま す。一方では、法第 53 条により、「免許状に記載された周波数等での運用」が求められているとい う矛盾があります。

申請していない周波数等が免許状に記載されるという奇態になります。また、無線局免許検索には(架空の)免許状記載内容が掲載されますので、真の免許が見えないことになります。